



一般社団法人
メディカルスタディ協会

◇ 中島 慶八郎氏の医療ブッタ切り 第1回 医療行為 ◇

文／中島 慶八郎 氏

本来、「医療行為」とは健康に関する広範囲な領域で、学会への参加、医学の研究、疾病への診療および予防等々であります。医療行為となると医師が行う行為となっております。

現在、慢性疾患の患者の増加、医師不足、医師の偏在等々によって看護師をはじめとしたコ・メディカルがある程度の医療行為を行っても良いではないか？という動きが加速しています。

例えば、

1. 特定看護師（仮称）

元々、看護師は補助看護によって医師の包括的指示の下での医療行為が可能となっております。一定の教育を受けたレベルの高い看護師は医師の指示がなくても独自の判断で医療行為が出来るという資格で、現在チーム医療検討会で審議されています。どんな教育を何処で行い、誰が評価するのか。等々、問題は山積みで賛否両論です。

2. 歯科衛生士

従来の1年教育から3年以上に教育を延長し、正常な歯に関しては歯科医師の指示がなくても歯科衛生士が独自の判断で口腔ケアをしても良い事が決まりました。

（ただし、法的にいつから出来るかは不明です。）

3. 介護福祉士

平成27年3月以降卒業し、資格を得た介護福祉士は、吸痰行為等の医療行為が可能となった。現在の介護福祉士は、一定の研修を受けることによって実施が可能となる。

これらのように、コ・メディカルの医療行為が認められて来ているが、そもそも医師の包括的指示の範囲が曖昧で、その範囲は所謂グレーゾーンと言われている。薬剤師、栄養士、等々が医療行為に関して検討されていくと思われるが、目的はあくまで患者さんの利益の為であり、又、その行為に対する責任を今まで以上に負うことを覚悟せねばならない。